（団体の指定等に関する準備行為）

第五条　文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の著作権法（以下この条及び附則第八条第二項において「第二条改正後著作権法」という。）第百四条の十の二第一項及び第百四条の十の三の規定の例により、団体の指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日以後は、第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項の規定による指定とみなす。

2　前項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の意見を聴き、及び同条第一項の認可の申請をすることができる。

3　文化庁長官は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の規定による認可とみなす。

4　第一項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の五の規定の例により、同条第一項の補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

5　文化庁長官は、第二条改正後著作権法第百四条の十の六第一項の政令の制定の立案のために、第四号施行日前においても、文化審議会に諮問することができる。

（罰則についての経過措置）

第六条　この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する放送同時配信等をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、これらの者による著作隣接権者への報酬及び補償金の支払の状況その他の第一条改正後著作権法の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金（第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。）の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　義偉

海上交通安全法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第五十三号

海上交通安全法等の一部を改正する法律

（海上交通安全法の一部改正）

第一条　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節　指定海域における措置（第三十二条―第三十五条）」を「第八節　異常気象等時における措置（第三十二条―第三十五条）　第九節　指定海域における措置（第三十六条―第三十九条）」に、「第三十六条―第四十条」を「第四十条―第四十三条」に、「第四十条―第四十六条」を「第四十四条―第五十条」に、「第四十七条―第五十条」を「第五十一条―第五十四条」に改める。

第二十四条第三項中「第三十六条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十三条」を「第四十五条」に改める。

第二十六条第一項中「発生により」を「発生により、」に、「を航行する」を「において航行し、停留し、又はびよう泊をする」に改める。

第五十条中「第四十七条第四号から第六号まで又は前条第三号」を「第五十一条第二項又は前条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十九条第二号中「第三十二条」を「第三十六条」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2　第四十条第六項又は第四十一条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条を第五十三条とし、第四十八条を第五十二条とする。

第四十七条第二号中「又は第三十五条」を「、第三十二条第一項又は第三十九条」に改め、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十条第一項の規定に違反したとき。

二　第四十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

三　第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反したとき。

第四十七条を第五十一条とし、第四章中第四十六条を第五十条とし、第四十五条を第四十九条とする。

第四十四条中「又は第三十五条」を「、第三十二条第一項又は第三十九条」に改め、同条を第四十八条とし、第四十三条を第四十七条とし、第四十条から第四十二条までを四条ずつ繰り下げる。

第三十九条第一項ただし書中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、第三章中同条を第四十三条とする。

第三十八条第一号中「第三十六条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二号中「第三十六条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第三号中「第三十六条第六項」を「第四十条第六項」に改め、同条を第四十二条とする。